記

1　犯罪被害財産支給手続番号　宇都宮地方検察庁　平成27年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　　平成27年２月23日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成26年６月下旬頃から平成26年７月10日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
豊田秀明及び佐々木望の共犯者である氏名不詳者らが、警察官などを装って被害者に電話をかけ、詐欺などの被害に遭わないようにするために預金を全額下ろすよう嘘を言い、真実であると誤信した被害者に預金を引き出させた上、警察官などを装った豊田秀明及び佐々木望が被害者方に赴き、金銭の交付を受けた行為。
なお、検察官が既に把握している主な嘘の内容については、後記４の⑵を参照。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　犯人らが本件犯行に使用した電話番号及び偽名（検察官が既に把握しているもの）。
080―7941―4336、080―9426―0135、080―8883―1943、080―5912―6174、090―3539―0439、タカハシ某、ナカシマ某
⑵　主な犯行態様
○　豊田秀明及び佐々木望の共犯者である氏名不詳者らが、警察官などを装って被害者に電話をかけ、「口座が詐欺事件に使われているので、預金を全額引き出した上、自宅に持ち帰った方が良い。」などと嘘を言い、詐欺の被害に遭わないようにするために預金を下ろすよう依頼する。
○　被害者に預金を下ろさせた後、さらに警察官などを装って被害者方に電話をかけ、「警察官をすぐにやりますから、その警察官にお金を渡して下さい。」などと伝える。
○　豊田秀明及び佐々木望が、警察官などを装って被害者方に赴き、金銭をだまし取る。
5　開始決定の時における給付資金の額　金65万円
6　支給申請期間　平成27年２月23日から平成27年３月25日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　宇都宮地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成26年12月３日
⑶　確定年月日　平成26年12月18日
⑷　被告人の氏名　豊田　秀明、佐々木　望
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人豊田秀明及び同佐々木望は、氏名不詳者らと共謀の上、警察官などになりすまして高齢者から現金をだまし取ろうと考え、被害者に電話をかけ、警察官などを装い、「被害者の口座が詐欺事件に使われている。」「預金を全額引き出した上、自宅に持ち帰った方がいい。」「警察官をすぐにやりますから。その警察官にお金を渡して下さい。」などと嘘を言い、その旨誤信させ、被害者方において、被告人両名が被害者から現金の交付を受けたものである。
（罪　　名）　詐　欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒320―0036　宇都宮市小幡２丁目１番11号　宇都宮地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　028―623―6802（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（宇都宮地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（宇都宮地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第３号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、書類の補充命令を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に命令の内容を掲示した。

記

⑴　出願地　沖縄県石垣市　出願人　沖縄県宜野湾市真栄原三丁目31番25号　琉球鉱石株式会社
⑵　出願地　沖縄県石垣市　出願人　沖縄県宜野湾市伊佐二丁目13番10―202号メゾンせせらぎ　上原　　善
平成27年２月23日
内閣府沖縄総合事務局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第１３６号
静岡県静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｎ１―101号
申立人　丸子西町Ｎ１棟管理組合
本籍静岡県静岡市葵区古庄４丁目611番地12、最後の住所静岡県静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｎ１―402号、死亡の場所静岡県静岡市駿河区、死亡年月日平成24年２月11日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和17年２月20日、職業会社員
被相続人　亡　大石　辰雄
事務所静岡県島田市大川町８―13　島田みらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鳥居　恭子
静岡家庭裁判所

平成２６年（家）第７０８３３号
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍東京都武蔵村山市緑が丘1460番地、最後の住所大阪市平野区長吉川辺３丁目９番10―1007号、死亡の場所大阪府大阪市平野区、死亡年月日推定平成24年12月７日、出生の場所福島県石川郡石川町、出生年月日昭和20年１月23日、職業不詳
被相続人　亡　小豆畑公男
事務所大阪市北区西天満４－８―17　宇治電ビルディング11階
相続財産管理人　弁護士　酒井　卓也
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第１９３６号
東京都中央区築地３丁目16番９号
申立人　ＳＭＢＣ債権回収株式会社
本籍兵庫県西脇市西脇1047番地、最後の住所兵庫県西脇市西脇985番地の６、死亡の場所大阪市北区、死亡年月日平成26年７月２日、出生の場所兵庫県西脇市、出生年月日昭和39年12月９日、職業不詳
被相続人　亡　池添　吉則
事務所神戸市中央区京町80番　クリエイト神戸９階　弁護士法人東町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　幸寺　　覚
神戸家庭裁判所

平成２６年（家）第１９３７号
神戸市中央区栄町通２丁目２番２号　和栄ビル504号
申立人　中村　宏二
本籍兵庫県高砂市高砂町戎町263番地、最後の住所神戸市兵庫区湊川町10丁目19番18号、死亡の場所神戸市長田区、死亡年月日平成26年10月14日、出生の場所佐賀県杵島郡六角村、出生年月日大正14年５月１日、職業無職
被相続人　亡　釣田スキ子
事務所神戸市中央区栄町通２丁目２番２号　和栄ビル504号
相続財産管理人　司法書士　中村　宏二
神戸家庭裁判所